

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(5-22)

2. 日時

令和4年3月10日(木) 13時15分～14時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、
有田安全審査官、鈴木安全審査専門職、内海安全審査専門職

検査グループ 専門検査部門

永井検査技術専門職

原子燃料工業株式会社

伊藤取締役執行役員、熊取事業所担当部長 他8名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1: H-22008-1 熊取事業所第5次設工認(4回目補正)
コメント対応整理表(R4/3/10)

資料2: H-22011-1 現地確認(2月22日)におけるご確認
事項

資料3: H-22012 熊取事業所第5次設工認(4回目補正)
コメント対応整理表(R4/3/10)

資料4: H-22016 焙焼炉 No.2-1 焙焼炉、粉末取扱機の接合ボルト交換について

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁ウツミです
0:00:06	では定刻になりましたので本日の面談を始めさせていただきます。本日の面談は、
0:00:12	熊取事業所の第5次設工認申請書に関しまして、
0:00:17	コメント回答資料及び申請書をもとに、
0:00:20	確認を行うものでございます。それでは熊取、事業者の方から資料について説明をお願いいたします。
0:00:42	はい。
0:02:03	はい原子燃料工業藤原でございます。
0:02:12	本日資料につきましては4点ございまして、まずH-22008-1ですね、これ1月27日にいただいたコメントでございまして、そのうちの5番小口径配管につきましてはですね、まだ回答。
0:02:28	できていなかったもので本日、この部分だけ入れて回答させていただいております。
0:02:36	その次ですね
0:02:40	H-22、
0:02:42	011-1。
0:02:44	これ先日お出しさせていただいた資料でございしますが、一部ちょっと修正がございまして、再提示させていただいております。後程この変更のところにつきましてはご説明させていただきます。
0:02:57	さらにですねこの資料につきまして
0:03:00	追加の
0:03:03	ご質問がございましたので、それについて回答させていただいたのが、H22016でございまして、
0:03:10	これは
0:03:13	そういう資料でございまして。それと、もう最後にですねH20の1に、これは前回3月4日の面談にていただいたコメントの回答でございまして。
0:03:26	先ほどお伝えしましたH20-11-1でございしますが、これ
0:03:32	ちょっと数先日の回答にの提出をさせていただきたいと思っております、
0:03:38	まずご説明させていただきますが、
0:03:41	前回ですね
0:03:44	耐震の評価にあたっての
0:03:48	構造の判定基準につきまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:51	こちらからご説明させていただきましたところ小澤さんの方からですね、この中につきまして、判定基準がまず①で書いております。20Hz以上。
0:04:05	あってさらに10Hz以上ない場合はですね。
0:04:09	建物の
0:04:12	こういう振動数の2倍以上ということで
0:04:16	評価するのではないかというふうに、ちょっと私の説明。
0:04:20	がですねそれに対しまして、この場合ですね②の方を前提に使用するというようなご説明させていただきましたが、もう一度ですねちょっと過去の、
0:04:33	10年以上前にしてた手法でございましてもう一度過去のコース、ちょっと確認しましたところ、
0:04:39	小澤さんのおっしゃる通りでございまして、我々の今回のところを書いております研磨くず乾燥機につきましてもですね。
0:04:49	もともとこういう振動数が20Hz以上ございますので、こちらは、その①を適用して、剛構造という判定になりますので、そのにつきまして訂正させていただきたいと思っております。
0:05:06	それに合わせて若干資料の方はですね、わかりやすく見直しているところでございます。
0:05:13	以上でございます。こちらの説明につきましては以上です。
0:05:20	規制庁済みですありがとうございます。それでは規制庁側から確認の方をお願いいたします。
0:05:29	戸澤ですけれども、規制庁澤ですけれども先ほど藤原さんの方から最後にご説明があった内容は、資料で確認が私の方取れておりますので、
0:05:41	状況を理解しましたので、これで本件了解というか収集量ということにさせていただきます。私からは以上です。
0:05:57	規制庁野村です。私から何点か。
0:06:01	済むんですけど、とですね12016。
0:06:06	ですねこのですね、お手紙が水泳震度とか、
0:06:12	15 どうこうって書いてあるやもなんですけど。
0:06:16	とですね粉末取扱機ですね二つ目の機器なんですけど、
0:06:21	これが以前の設工認では水平震度0.5で今回は1.0になってるっていうことなんです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:29	で、裏のページで粉末取扱機ビルとが、ちょっと数字は言えないんですけど、ボルトの検定比が、
0:06:41	大きく変わってるんですね。
0:06:44	それで、この補修前と補修後の分検定 1、
0:06:48	とですね先ほど水平震度の関係を考えて、
0:06:53	何か合わない、線形計算だとすると大体荷重が倍になったらボルトの検定比の倍ぐらいになるのかな。
0:07:03	すいません今補修前の話ですけど。
0:07:06	補修前で、水泳震度が倍になったら、
0:07:12	なんででしょうね。
0:07:14	補修前のボルトの検定比は、この数字の半分。
0:07:18	倍倍になるのかだから、統制深度 0.5 の時は、この補修前のボルトの検定比は大体これは半分ぐらいになると思うんですけど。
0:07:28	それだと、何か数字がおかしいんじゃないかなと思うんですけど、この粉末とりあえず会議の、
0:07:36	に関してですね補修前と補修が何かこう、
0:07:40	この水平震度以外にモデルの変更点とかあったんでしょうか。
0:07:47	まずこの点お願いします。
0:07:50	はい。原燃河野でございます。
0:07:52	こちらの方今回新規制対応の中でかなり現物調査とかも詳しくやってモデルの方の精緻化をしております。今おっしゃられた通り水平震度が倍になるというところがまず一つ大きなポイントで、もう一つは重量の方の入力において、
0:08:07	実際、現物調査をした上で、そこはかなり保守性を積んで計算してございまして、過去の評価をした時の重量と、今回の申請の中で想定している計算上、想定している重量の方が、
0:08:19	従来のものに比べると、とですね、
0:08:23	数字が言いにくいんですけども数割程度上昇しておりまして、今回その補修前の検定比として大きくなっていますのは水平振動が大きくなった効果、あとは重量。
0:08:35	計算上、保守的に見たと、そういう効果で大きくなっているものでございまして、その辺を勘案して、逆算しますと、従来のは検定比は、一応下回っていたというふうに考えてございます。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:49	傾斜ノムラです、えっとですね荷重が増えてる、かかるってのは、重量が増えてる。
0:08:57	ってということなんですよ、これは。
0:08:59	甲斐改造後が変わったのか或いはもともと考えていなかったのか。
0:09:06	どちらなのでしょう。
0:09:10	県の河野でございます。二つの種類のもの、種類ございまして従来のものは、そこまで保守性を積んでいなかったんですけども、今回はまず保守性を積んだというのが一つ。あともう一つは、
0:09:21	今回、アクリルからプリカに交換とか、改造する内容が空いているんですけれども、その交換の時に、重量、
0:09:30	が増えるというところがございまして、計算上の保守性が増えているということと、実際の今回の改造で増えていると、両方の効果が合わさって先ほど言ったような重量の増加が出てきているものでございます。
0:09:43	規制庁の野村です。なるほど保守性をちょっと変えたのってというか少し保守性を大きくしたのと、
0:09:53	あと、部材ってというか、そのポリカ有無の変更ってということ。
0:09:58	ということで、理解しまして水平震度以外にそれが、そういう重さが増えているのでボールドの決定日は大きくなると。
0:10:08	それに対してボルトの材質を変えたらここまで下がりましたってということ。
0:10:13	ですね。了解しました。で、次なんですけど、どの資料行くかな。
0:10:21	ですね。ちょっと待ってください。
0:10:26	これとですね、12012。
0:10:31	のですね、教育指導の話なんですけど、ちょっとですねこれざっと読んだぐらいなので、少し説明して欲しいんですけど、御社、
0:10:44	保守的二重構造にしましたよってことで、その中構造、
0:10:49	だから、重構造がゆえに、局部震度5っていう連携に関してですね。
0:10:56	ちょっとご説明していただけますかね。
0:11:02	現行のでございます。
0:11:04	まずはちょっと大前提としてなんですけれども、剛構造の場合と、英語構造にならない場合重構造という呼び方をしていますけれども、その場合適用する水平震度が変わってくるんですが、構造の方が、
0:11:16	定性的には適用する水平震度が小さくなりますので、今回、この設備の場合は、機械の一体ものでございますので、5、5とはいえるかもしれま

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	せんけども、そこは保守的に 10 というふう考えたというものでございます。
0:11:33	住構造の場合にどういうふうな設計をしてるかというところなんですけれども、これちょっとコメント回答に書いてある内容をちょっと
0:11:40	半分読み上げる形になりますけれども、もともと加工施設の位置、確保許可基準と言われるものですね、加工施設の位置構造及び設備の基準に関する規則の解釈なんですけれども。
0:11:52	そこは設備の設計するにあたっては基本的には剛構造になるようにしましょうということになっているんですけれども、それが困難な場合には、動的解析等適切な方法で設計することというふうに規定がございます。
0:12:06	で、5 構造となることが困難な場合、弊社の場合その 10 コードという呼び方をしてますけれども、そういう時の動的解析等適切な方法が何かといったときに、弊社としては、
0:12:18	建築設備耐震設計施工指針 2010 年版における局部振動法を適用しているというものでございます。この指針における方法が、
0:12:28	動的解析等適切な方法に当たるのかということに関する、説明をそれ以下に記載してございますけれども、
0:12:36	この指針の考え方なんですけれども、指針というのは、建築設備耐震設計施工指針のことですけれども、そちらの方の考え方は、まず地震の時には建築物の床、
0:12:48	2、地震の応答が生じますので、その床に支持されている設備というのは加速度が生じますと、
0:12:54	この指針の中ではその加速度の影響を基にして、等価な静的な震度に換算して計算をするという考え方になっております。
0:13:04	で、その時の設計用地震力を算するにあたっては、建築物の、時刻歴応答解析をする場合と、しない場合というふうな場合分けがされているんですけれども。
0:13:16	熊取事業所の場合はそういった時刻歴応答解析を行っていないので、そのケースに相当するような方法として、局部振動法というものを採用しているというものです。
0:13:28	この局部振動法というのは、地震力に関して、建築物の気分基礎の部分に、地震が作用したとしたときに、その加速度を設計用震度に換算した上で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:40	勘案すると、これ動的なものを静的なものに換算するという考え方で す。
0:13:45	建物の北の部分にはそういうふうに言って考えた時の静的な加速度が入 るんですけども、実際の建物は2階3階4階等ございますので、上層階 に行くほど、加速度が増幅すると。
0:13:57	そういった効果がありました。あとは、そこに設置されている設備につ きましては、設備、内部での加速度の増幅がございまして、そういっ た影響を考慮してですかね、係数を掛けていくという形ですね、そうい う係数を掛けるという形で上層階や設備の新增幅と、
0:14:14	いったものを考慮した形で、杖頻度を設定しておくというものでござい ます。
0:14:19	このときの算定においては、特定の、ある特定の地震ではなくて、ごく 稀に発生するような地震動の平均的な特性を、対応するに对应するよう な形で、算定のがされておるといふものでございまして。こういうふう に、実際に動的、
0:14:37	地震は動的なものなんですけども、動的に起きるものに対して静的に換 算するという形で設定して、かつ
0:14:45	設置階の効果とか、設備の内部での増幅とか、そういったものまで適切 に考慮されたようなやり方で、いうのが局部振動法でございまして、 この局部振動法というのが、許可基準規則で、
0:14:57	規定してあります、動的解析等適切な方法というものに十分耐え得ると いう方法というふうに判断して、このような方法で耐震評価を行ってい るといふこととございまして。
0:15:09	以上です。
0:15:11	規制庁の植田です。大体、はいおっしゃってることは、そんな感じかな と思って。ですね、厳密に詰めてないんですけど、話聞くとそんな感じ かなっていう。
0:15:27	古藤です。ちょっと口頭で話したんですけどこの1ページ目の、
0:15:33	0304-2の回答の12345677行目から、教育指導の話が出てくるのかな と思うんですけど。
0:15:45	7行目にですね
0:15:48	地震時には建築床応答も応じてるんですけど、これ設備機器は2 ヶ所ほど生じるがってあるんですけど、これはさっき言った
0:15:59	何て言うか回による増幅や、その機器の固有振動数による、共振とい うか増幅も含めた観測って意味ですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:08	なんかそう単純にその建築物の基礎の加速度っていうふうに読め読めるんですけどそうじゃなくて、ちゃんと応答倍率を考慮して、
0:16:20	いるときの加速度っていう意味ですよ。
0:16:23	いいんですよ。
0:16:25	原燃高野でございますご理解の通りでございます。そうですね。何かちょっとそれ、そういう表現、そういう意味でその加速、そういう加速度という表現が何か2ヶ所か3ヶ所が出てきて、
0:16:37	ちょっと混乱したんですけどまあ、あの中にはそうだろうなと思って。
0:16:43	聞いておりました。ちょっとですねここも、もうちょっと読んでみて、
0:16:49	さらにご質問があればまた改めていきたいと思っております。
0:16:55	それですね、
0:16:58	そのあとは1課
0:17:01	同じ資料の3ページ目なんですけどこれ、
0:17:04	この写真のところなんですけどね。
0:17:06	これはこのコメントは、このボルトじゃなくてボルトがつくその鉄板の部分がやられんじやないのって。
0:17:14	いう話で、ボルトの強度が上がったら逆に鉄板の方が弱くてやられちゃうじやないのって話なんですけどそれに対する回答があって、
0:17:23	図2が、それに対する、
0:17:27	0というか、何か一番クリティカルなところのVっていうふうになってんですけどこれ、せん断。
0:17:34	せん断の話をしされてるようなんですけど、せん断で区域からであっても、さすがにせん断で、
0:17:41	鉄板やられることないだろうと思うんですけどね。何かもっと抜けるような、
0:17:47	引き抜きのようなところだと。
0:17:50	この話はどうなるんですかね、この <input type="text"/> っていう。
0:17:53	いたじゃなくてもっと薄っぺらい。
0:17:58	もっと薄い板のところが出てきたりしないんですかね。
0:18:07	現行のでございます。もちろんせん断引抜き両方向でございますけども、今回ここでサンプルとしてお出してるのはせん断が厳しいモードでしたのでせん断ということで、記載してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:19	引き抜きであれば引き抜きで、それに応じたモードがありますけれども、板厚に応じて、そこに成り立つに応じてですが、板厚に応じ、板厚ごとにそれぞれ問題ないということ、
0:18:34	非確認しているというものでございます。
0:18:37	で、
0:18:38	この、この例の場合はちょっと千田の方が、いわゆる4月8日という条件で、厳しくなる厳しいというのは余裕があるんですけども引き抜きと、シアツの方では施設の方が厳しいということでこの条件のものを今、図では示しているということでございます。
0:18:59	規制庁の村井ですけど。
0:19:01	そうすっとちょっと参考に行きたいですけどですね、ボルト香取すくいたってというのは一番薄いってというのは、ファミリーですかね。これは、
0:19:11	言えないならちょっとでまた別途回答して欲しいんですけど、いえる範囲で。
0:19:17	検討でございます。この資料に書いてあるいた薄いもの場合は、この資料に書いてある板厚の半分ぐらいまでのものがございます。
0:19:26	うん。
0:19:30	ちょっとその辺のですね引っ張りに関しての、
0:19:34	エース説明図別途いただきたい。
0:19:38	ですね、これはせん断だから、
0:19:40	ちょっとなあ、ちょっとあまり参考にならないかもしれないんで、引っ張りの方お願いします。
0:19:48	玄高野でございます承知いたしました。
0:19:52	それで、えっとですね。
0:19:55	ちょっと1ページ前にも戻るんですけど0304の3番。
0:20:00	排風機なんですけど。
0:20:02	これは、せん断では、要するに對震度1.5が、
0:20:08	かかってなかったってことでこれはケアレスミスでいいんですか。
0:20:13	現行のでございますこちらの方大変申し訳ございませんおっしゃる通りアレスのミスでございます、そういうことでございます。こちらの方、これは別々の話として現在耐震計算総点検の方進めておりますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:29	こういった観点も含めて現在想定現金を行っているところでございまして、他にも同様なものがないかというところは、確認をしているところでございます。
0:20:40	規制庁野村です。
0:20:42	ですねそれはケアレスミスっていうのはわかったんですけど、経産省、
0:20:48	見たら、現地を見たときに
0:20:52	アンカーボルトにかかるせん断の算定式が書いてあったんですね。
0:20:57	なんていうんすかね。
0:20:59	すん式があって、それには、なんていうか水平震度が入ってなかったんですよ。だからケアレスミスというよりも、
0:21:10	計算に使う式そのものが間違ってたんじゃないかなあと思うんですけど、何かこれ、組織が間違ってるとか、理由があるんですかね。
0:21:21	どういう背景があってこういうことになったのかな。
0:21:25	ちょっとご説明できる範囲で説明してもらえますか。
0:21:29	燃交のございます。今回のこの排風機のボルトの評価のアンカーボルトの評価のところなんですけれども、これ先日来られた際にご説明した通り減り秋の評価を含むような評価となつてございまして、
0:21:43	ちょっと特殊なケースになっていて、この評価のためだけに、こういう計算シート、
0:21:50	特別に、
0:21:52	こしらえて評価したようなケースになっております。この、ここに書いてある式というものも何かT Aなんすかね。
0:22:00	もともとこういうものがどっかの手順書に書いてあるものじゃなくて、今回のこのケースに特化して、式とかを、
0:22:09	作っていったものでございまして、ここのエクセルシートの中に入っている式をそのままここに書いてあるという形で、
0:22:17	何らかの式があってそれ直して作ったといわ式と計算式同時に作っているというような状態で、ちょっとそういうふうな抜けが生じてしまったというところでございます。ちょっとなぜ抜けたというところになりますと、
0:22:29	ちょっとケアレスミスのものになりますので、ちょっとなぜかというところにつきましてはなかなか難しいところがあるかなと思っております。以上です。
0:22:39	喜多村です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:42	そういう、
0:22:45	特別に作ったエクセルシート。
0:22:48	というのはわかかわからなくはないんですけど。
0:22:51	こういうものが
0:22:55	こういうミスが分かってしまうと例えば御社の品質管理の方法、
0:23:01	そのチェックの方法とか、あとそこまでさかのぼりたぐらいになるような感じはあるので、
0:23:07	まずその辺はきちんともう1回チェックしてくださいということですね。
0:23:13	ええ。
0:23:14	そうですね。それで最後なんですけど、03044のアンカーボルトの話。
0:23:21	認証製品を使ってますよってということなんですけどそのあとに書いてあるですね、説明文、その強調低くしておくことのつけこれ。
0:23:31	ちょっとご説明、概要を説明していただけますかね。
0:23:36	現行のでございます。こちら、
0:23:40	今回、
0:23:41	許容値の設定に使っております建築設備耐震設計施工指針ですけども、もともとこの指針におけるアンカーボルトの教授の設定の仕方自身が、相当保守的な設定になっているというのがまず背景と背景というか、今後の推進の考え方としてあります。
0:23:57	その考え方をここにちょっとかいつまんで書いておるんですけども、この指針で実際に使っている教授というのは、自家用発電設備、
0:24:06	違うな、これから、自家用発電設備耐震設計のガイドラインというところのものを引用して使っているんですけども、こちらの方は、特にすでに、
0:24:16	設置されてるアンカーとかですと、品質管理の程度とか、
0:24:21	が十分かどうかよくわからないものがございますので、そういったものでも適用できるようにということで、許容値をかなり低く設定すると、それをさ、用いて設計すれば、安全率のある設計ができるという考え方でございます。
0:24:35	ただ、この指針の中には、品質管理をしっかり、例えば、日本近似関東施工アンカー協会が、後施工アンカー施工指針同解説というのを発行しているんですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:46	ここに則った方法でやれば、この指針にある教育を使ってもいいよと、そういうふうなことが書いてるものでございまして、この後施工アンカー業界に関しては、そこが認証している製品がありますので、そういったものもありますよということを、浮上の中で書いてあると。
0:25:03	ということでございまして、この瀬古建築設備耐震設計施工指針の許容値を適用するにあたって、認証製品を使うということは、要求、
0:25:14	になっているというわけではないというものでございます。
0:25:19	規制庁野村です。そうすると御社でこの施工時は後施工アンカー施工指針に沿ってやって、施工したということよろしいですか。
0:25:30	玄根来でございます。この排風機に関してはこれ過去にもうすでに設置したものでございますが、ここは回答に記載してます通り、この認証製品を使って施工したものでございます。
0:25:44	すみません、製品はわかったんですけどその施工方法ですね。
0:25:49	施工方法は、後施工アンカー施工指針にのっとって施工したという理解でいいですか。
0:25:59	当時の施工方法の個別詳細までは、ちょっと正直わからないところがございましてけれども、この後施工アンカー協会の通りの施工方法。
0:26:12	その通りかわかりませんが、弊社の中での品質を管理した状態で施工は十分行っております。
0:26:19	うん。
0:26:20	いや、その気になるとなるのは後施工案買って、でき上がった後、チェックしても、もう埋まっちゃってるんで見えないですよ。
0:26:29	だから、なんか深さとか、あと穴の径とかもう建築設備耐震設計で全部指針で決まっているので、
0:26:39	その通り。
0:26:41	開けてんのかなっていうのは、ちょっと気にはなるんですが当時の保安院が、科学技術庁。
0:26:49	ちゃんとチェックしたという。
0:26:52	口頭であれば了解ということですね。
0:26:57	原燃高野でございます。
0:27:00	施工深さであったりアンカーの先行の形であったり、ピッチであったり、そういったところは当然基準を設けて、それに則って施工としてはございまして行っております。ただこの後施工アンカー協議会の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:15	に定められてる通りだったかという、ちょっと今、過去のものについてそこがそうであったというのはちょっと言い切れないというところでございます。
0:27:24	ちょっと参考にしたいんですけど、これコメントとはちょっと関係ないんですけど、バンカー後成功は何かで、きちんと指定された。
0:27:36	ナーの大きさにしてるとかね、あまりガバガバにしてないとか、あとちゃんと指定された長さで埋め込んでるとか、
0:27:45	あと、それで着後、何日後に何か荷重をかけるとか、なんかそういうのってどうやって話施工されてるっていうかやってるのは別の会社さんが多分、施工されてるんですけどそれをどうやってチェックされてんですかね。
0:28:01	合ってるかってことですね。
0:28:05	燃交でございます。実際、確かに施工するときは業者さんにやってもらうんですけども、そこは工事要領書であったり、途中の工程管理に通過するような工程管理値みたいなものを定めてございまして、
0:28:17	今おっしゃっていただいたような、施工深さとか、そういったところは、管理された状態で、施工の方して、それらの管理された結果の方を工事部門の方で確認して、品質管理を行っているというものでございます。
0:28:31	計算ノムラですけどちゃんとやられてると思うので、そこは検査側の方が多分見ている毎ん耳見た上で、役所の方でも、検査官の人がちゃんと見てたっていうこと。
0:28:45	だと思えます。
0:28:48	そうですね。私からは以上です。
0:28:55	規制庁ウツミズありがとうございます。あります。すいません。どうぞ。すいませんちょっとシチュエーションですけど、小口径の方はこれは別途行志村からも、
0:29:08	おそらく質問が行くと思うんですけど、私から以上で1点なんですけど、これと書いてある通りのこと。
0:29:16	J-R契約かJアックに基本的に基づいていただ弱は、
0:29:23	詳細を書いてないからそれは手術を使ってますよということ。
0:29:29	だと思うんですけどこれ一、あれですか
0:29:33	三菱と基本的に同じ方法だという理解でいいんですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:40	原燃工カミムラでございます。法総論ってところの定義がちょっと難しいところですけども、尺そのものの中です。
0:29:51	の規定ですと、基本的には各要素ごと、例えば曲がり部ですとか分岐部ですとか、そういった要素ごとに分けて標準支持間隔を定め、
0:30:01	なさいというような比較的漠とした、基本要件がございます。あと弱の構成として本文事項で要求仕様が書かれていて、
0:30:12	その後解説っていう形で、基本要件ではないんですけども甲斐その根拠ですとか、が解説として書かれている構成になってますけれども、その解説の中にある幾つか。
0:30:28	計算されているようなモデルとかの考え方とかですねそういったところは書かれてますけれども、必ずしもちょっとその、
0:30:36	書かれているモデルが全く同じものかっていうところでは、若干ない、若干の差異があると。ただ、我々としては考え方としては、
0:30:49	書かれている、J E A Gの中で3市書かれているようなモデル自体が図示されてるんですけども、そのモデルとかとも遜色ない、
0:31:00	ものであるというものがC - S Gの中に書かれているというところを確認してございます。
0:31:07	統計上のないです。了解です。基本的な考え方が
0:31:12	三菱と同じであれば、
0:31:15	ああそうですかっていう、同じなんですねということで詳細までは、詳細な時期までは行ってするとは、
0:31:24	ちょっと思えないところもあるので、
0:31:27	そこは了解です。私からは以上です。
0:31:33	一つずつありがとうございました他、規制庁側から何か確認事項等ありますでしょうか。
0:31:39	専門検査部門の長井です。1点確認させていただいてよろしいですか。お願いします。
0:31:46	はい。資料だと、22、H - 2012。
0:31:52	の、0304 - 5で焙焼炉の接合ボルトについて、ちょっと前にご説明があったんですが、
0:32:02	確認したい点は、何回か前の面談で、
0:32:06	まず設工認レベルに記載する情報として、接続ボルトは、記載しないっていうような確認があったかと思うんですけど。
0:32:18	それはそういうことでよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:22	ということですね。
0:32:24	現行でございますご認識の通りでございます。うん。規制庁長井です そうすると今日説明のあったこの節ボルトというのは、
0:32:37	なんて設工認の申請書には記載されないんだけど当然、記載しないか ら、別にどんなつけ方をしてもいいとかそういうことではなくてきちん と社内で、
0:32:48	こういう計算をして、全部管理してやっていますということで、
0:32:53	のご説明という理解でよろしいですか。
0:32:58	懸念高野でございますご理解の通りで事業者として、事業者でやるべき ことはしっかりやっているということに関する、そういうところに、そ ういうような説明でございます。
0:33:08	わかりました。いずれにしても使用前事業者検査、
0:33:13	そしてやろうが自主検査としてやる。今、全部事業者としての品質保証 の中で、なり検査の中で実施していきますので、
0:33:25	今後その週前確認とかですね、そういうのを通じて確認していくんだろ うと思うんですけど、そういう時にも、まずは事業者の方で、
0:33:37	ちゃんと管理しといていただければ、
0:33:39	と思いました。以上です。
0:33:47	ひとつ水ありがとうございました他、何かあります。
0:33:50	ありますでしょうか。
0:33:57	ないようでしたら事業者の方何かございますでしょうか。
0:34:07	原子燃料工業でございます。事業者側からは特にございません。
0:34:11	規制庁内海です。了解です。それでは本日の面談はこれにて終了しよ うと思います。ありがとうございました。
0:34:20	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。